（記載上の注意）

１．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑪　［略］

［⑶・⑷　略］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

［⑺～⑮　略］

⑯　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

労働金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、労働金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

［⑰～㉖　略］

［２．～５．　略］

６．「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　略］

別紙様式第７号（第21条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫連合会名

理　事　長　氏名

［表略］

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

（記載上の注意）

１．　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　［同左］

［⑶・⑷　同左］

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

［⑺～⑮　同左］

⑯　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

［⑰～㉖　同左］

［２．～５．　同左］

６．「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

［７．～９．　同左］

別紙様式第７号（第21条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

年　月　日作成　　住　所

年　月　日備付　　労働金庫連合会名

理　事　長　氏名

［同左］

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］